

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、事業活動を通じて「地域の発展に貢献する」ことを基本理念としており、そのためには、お客さま、お取引先さま、株主さま、従業員等すべてのステークホルダーから信頼の得られる、法令遵守の上に成り立つ経営が第一と考えております。

厳しい経営環境の変化に対応できる経営の効率性、健全な企業経営の継続を実現するため、コンプライアンス体制及び企業経営の透明性の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	8,288,620	77.21
株式会社青森銀行	150,000	1.40
株式会社みちのく銀行	133,100	1.24
三井住友海上火災保険株式会社	79,800	0.74
株式会社北日本銀行	74,240	0.69
サンデー従業員持株会	73,551	0.69
みずほ信託銀行株式会社	66,500	0.62
株式会社岩手銀行	53,240	0.50
株式会社七十七銀行	53,200	0.50
株式会社秋田銀行	53,200	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明 更新

所有株式数の割合は自己株式(35,585株)を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 2月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

イオン株式会社は当社の議決権77.24%(2021年2月28日現在)を有する親会社です。当社が親会社及び親会社グループ各社と取引を行う場合には、当社の企業価値向上の観点から、その公正性及び合理性を確保するために、独立社外取締役が出席する取締役会において承認を得ることとするなど、取引の重要性に応じて適切に監督しています。なお、当社は親会社イオン株式会社の子会社(イオン株式会社の完全子会社であるイオンリテール株式会社の完全子会社)であるイオンスーパーセンター株式会社と売場賃借等の契約がありますが、これらの契約に際しては、一般の取引条件と同様に交渉のうえ決定しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社であるイオン株式会社の従業員1名が、当社の取締役を兼任しておりますが、当社独自の経営判断を妨げるものではなく、親会社から一定の独立性が確保されているものと認識しております。

なお、イオン株式会社の「上場子会社のガバナンスに関する方針」は以下のとおりです。

「イオンは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念の下に、グループ会社の経営の自主性・独自性を重視し、分権制によるグループ経営を実践することで、グループ全体の企業価値が向上するものと考え、創業以来これを実践してまいりました。そのような中、親会社である当社は、グループガバナンスの透明性と経営のスピードを高めるため、指名委員会等設置会社へ2003年にいち早く移行、さらに特定の事業に偏することなくグループ全体の視点に立った経営を強化すべく2008年に純粋持株会社に移行し、グループ全体のシナジーを高めるための経営諸施策を実施しております。

グループ会社のうち、特に事業・地域の特性を踏まえた自律的経営により持続的な成長が促進され、資本市場からの規律によりその経営の質が向上すると見込まれるものについては上場子会社としております。そして、上場子会社の少数株主保護の観点から、独立社外取締役の選任や独立役員による諮問委員会の設置などを要請しております。」

以上のとおり、当社はイオングループ各社との連携及びシナジーの最大化を図ることにより、少数株主の利益につながるものと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
富来 真一郎	弁護士													
源新 明	弁護士													
白石 英明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富来 真一郎			弁護士法人淀屋橋・山上合同勤務	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治するのに十分な見識を有しており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な視点で適切な提言及び助言を行っていただけるものと判断し社外取締役に選任しております。
源新 明			弁護士法人たいよう総合法律経済事務所勤務	長年の弁護士としての経験で培われた法律知識を、当社の監査体制に活かしており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な視点で適切な提言及び助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

白石 英明		オリジン東秀株式会社常勤監査役	経営管理の知識と企業活動に関する豊富な見識を有しており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な視点で適切な提言及び助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。
-------	--	-----------------	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指定しておりませんが、監査等委員会が補助すべき使用人等を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置することを定めております。
また、補助業務をする者については、取締役からの独立性及び当該使用人等に対する指示の実効性の確保のため、下記事項を定めております。
(イ)当該使用人等の人事異動、人事考課等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
(ロ)当該使用人等は、監査等委員会から指示を受けた業務を執行する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、内部監査を行う専任部署として、社長直轄の経営監査室を設けております。経営監査室は業務の適法性及び効率性の観点等から業務監査を実施し、適宜、代表取締役社長もしくは経営会議に報告を行っております。監査等委員会は、取締役の職務執行監査を行い、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席するほか、経営監査室が行う業務監査に同行し、業務監査の指導・助言も行っております。
会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであります。監査等委員会との相互連携につきましては、四半期及び期末決算監査終了後に報告会を開催し、会計監査人より監査等委員会に対し、監査の方法並びに結果等について詳細な報告が行われております。
また、代表取締役社長及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役、会計監査人はそれぞれ相互の意思疎通を図るため意見交換会を開催することを定めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社と特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないため、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2021年5月19日開催の第47期定時株主総会におきまして、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の個数は400個を1年間の上限とすることを決議いただきました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

取締役会におきまして、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の付与対象者を決議し、承認された取締役へ付与しております。なお、監査等委員である取締役に対する報酬等につきましては、独立性を確保するため、固定型の月額報酬のみとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

2021年2月期(第47期)において取締役に支払った報酬の総額は124,762千円です。うち、社外取締役に支払った報酬の総額は8,400千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬については、経営方針遂行を強く動機づけ、業績拡大及び企業価値向上に対する報酬等として有効に機能するものとし、また、取締役の基本報酬等の額は、従業員給与とのバランスを勘案し、役員、在任期間の業績・成果等を考慮して、取締役会より一任された代表取締役社長が決定します。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬、業績報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成しており、各取締役の業績連動報酬は金銭報酬全体の3割程度で設定し、報酬の内容を決定しています。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2015年5月21日開催の第41期定時株主総会において年額1億5千万円以内と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、同じく2015年5月21日開催の第41期定時株主総会において年額2千2百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役への情報伝達及び取締役会等の資料配布等の業務は、経営企画部が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

業務執行及び監査・監督機能を有する機関として、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催しております。また、経営の重要事項につき審議を行い、取締役会の決議を要しない重要事項を決定する機関として、経営会議を設置しております。経営会議は原則月2回開催するほか、必要に応じ随時開催しております。経営会議には常勤取締役及び部長が参加いたします。

監査等委員会においては、公正・客観的な監査を行うことを目的に原則月1回開催しております。また、取締役会に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行を監査するとともに、会計監査人との相互連携により、監査の実効性の充実に努めております。

当社の会計監査は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツにより行われております。監査等委員会と会計監査人との相互連携につきましては、四半期及び期末決算監査終了後に報告会を開催し、会計監査人より監査等委員会に対し、監査の方法並びに結果等について詳細な報告が行われております。

取締役候補者の指名については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である取締役とも取締役会の決議により決定しております。報酬については、株主総会の決議によって決定した取締役の報酬総額の限度額内において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、地位・相当に応じ、また会社の業績等を勘案し、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については、職務分担等を勘案し、監査等委員会の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、「監査等委員会設置会社」であり、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。取締役会においては、経営上の最高意思決定機関として法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。その一方、その透明性と客観性を担保するために社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置することで、適法性監査だけでなく妥当性監査を行い、議決権を持つ監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)により、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

内部統制に関しては、業務の適正性を確保するため、内部統制委員会を設置し、リスクマネジメント、財務情報適正開示、コンプライアンス等の内部統制活動を円滑に推進しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は招集通知発送の早期化に努めており、株主総会開催日から3週間前に発送しています。なお、招集通知の発送日より前にインターネットによる開示をすることを心掛けております。 2021年5月19日に開催した第47期定時株主総会においては、招集通知は2021年4月28日に発送しました。また、招集通知のインターネット開示は2021年4月23日に実施しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料として当社ホームページ(https://www.sunday.co.jp/)に、決算短信・事業報告書・その他開示資料等を掲載しています。 (有価証券報告書…EDINET)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは経営企画部で担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では災害復旧支援や国際協力支援等に関する各種募金活動を店頭および本社で実施しています。 また、全ての事業所において毎月実施している地域の清掃活動や、自治体等との間で締結している災害支援に関する協定、当社の商品配達サービスであるSUN急便担当者による高齢者等の見守りに関する協定など様々な取り組みを通して、地域の方々の生活を支えるインフラの機能を果たせる体制づくりを推進しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、イオングループとして共有する「イオン行動規範」及び「法令」等の遵守を図るため、コンプライアンスに係わる施策・整備を行い、人事教育部及び総務部を中心として企業倫理、法令遵守のための研修、指導を行う。
(2) コンプライアンスに反する違法行為等を早期に発見し是正するため、「イオン行動規範110番」(内部通報制度)を活用する。
(3) 内部監査機能として、経営監査室がコンプライアンスや業務の適正化に必要な監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告する。
(4) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体との関わりを持たず、これらの圧力に対しては、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役会及び経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、職務の執行に係る文書(磁氣的記録含む)等を社内規程に基づいて、適切に記録・保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 災害、環境、コンプライアンス等の経営に重大な影響を及ぼすリスクに関する規定を策定し、使用人全員への徹底を図り事前予防体制を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社経営に係る重要事項について社内規程に従い、経営会議又は経営会議の審議を経て取締役会において決定する。
(2) 経営会議・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する取締役が実施すべき具体的な施策を講じるとともに、効率的な業務、手続きが行われるようにする。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、コンプライアンス経営を重視し、使用人全員が、「イオン行動規範」を実践し、お客さまと地域社会とのより良い関係を築き、企業として社会的責任を果たすよう努める。
(2) 当社は、グループ全従業員を対象とした「イオン内部通報制度」に参加しており、当社に関連する事項は当社担当部署に報告され、事実の早期発見、対策、再発防止に努める。
6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) グループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務の効率化に資する対処事例の水平展開を進める。
(2) グループ会社間取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範を遵守し行う。
(3) 子会社に当社から役員を配置し、子会社を管理する体制とする。また、子会社の担当役員は業務及び取締役等の職務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
(4) 当社の役職員等が取締役に就くことにより、当社が会社の業務の適正を監視できる体制とする。
(5) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とする。また、内部監査部門は子会社の内部統制状況を把握・評価する。
(6) 子会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部門責任者に報告する体制とする。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1) 監査等委員会が補助すべき使用人等を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、人事異動、人事考課等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
(2) 前号の使用人等は、当社の監査等委員会から指示を受けた業務を執行する。
9. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査等委員に報告をするための体制
(1) 当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、当社の取締役会等の重要な会議において、随時担当する業務の執行状況又は監査の実施状況の報告をする。
(2) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に重大な損失を与える事項が発生し又はその恐れがあるときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社及び子会社は、グループ全従業員を対象とした「イオン内部通報制度」に参加しており、報告をしたことを理由に報告者が不利益な取扱いを受けない対応をする。
11. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 監査等委員である取締役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。
12. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役社長及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役、会計監査人はそれぞれ相互の意思疎通を図るため意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力、組織又は団体との関わりを持たず、これらの圧力に対しては、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

